

第4章 後期実行計画で取り組む今後の施策



1. 町における重点施策

国は、平成22年3月に「第3次男女共同参画基本計画」の策定を行いました。経済社会情勢の変化等に対応するため、5つの重点分野を新設し、重点分野を15分野に拡大して女性の活躍による経済社会の活性化や、地域における身近な男女共同参画の推進など様々な施策に取り組んでいます。

町では、国の施策や前期実行計画の総括、アンケート調査の結果を踏まえ下記の4点を重点施策として、後期実行計画で取り組みを行っていきます。

① 課事業の機会を活用した啓発（性・年代別、家族形態、就労状況等に合わせた啓発）

アンケート調査の結果において、性・年代別、家族形態、就労状況等に合わせて啓発などを実施する必要性があることから、担当課が主体となって他課の事業の機会を活用し、あらゆる分野においての取り組みを実施します。<拡充>

② 審議会委員の女性登用率を上昇させるための具体的策を実施

審議会等委員に女性を登用するためには、人材情報が不可欠なため、女性人材情報の収集について検討し、庁舎内での情報共有化を行います。<新規事業>

【該当施策】…「女性の人材発掘及び育成」(28ページ参照)

→施策名：女性の参画を推進するための人材情報の構築及び庁内での情報共有化

③ 女性職員の役職登用の拡大

福岡県内では、平成25年5月に地域経済界を中心とした「女性の大活躍推進福岡県会議」が発足し、女性の社会進出による地域の活性化のための取り組みを行っています。

この組織の主な活動としては、企業や団体の女性管理職比率又は女性管理者数の具体的目標設定の登録であり、岡垣町においても、後期実行計画の策定にあわせ、女性管理職数の目標設定を行い、本会議への登録を行います。<拡充>

【該当施策】…「女性職員の役職登用の拡大」(40ページ参照)

→目標値：女性の課長登用数 2名以上

④ DV支援強化

DVやストーカー等の被害者が加害者に居所を知られないようにするために、住民票の発行や閲覧を制限する措置があります。個別の案件に対し適切な対応を行うため、関係課と協議を行い手続きに関する事務要領の作成について検討します。<新規事業>

【該当施策】…「DV被害者支援に対応できる組織づくり」(37ページ参照)

→施策名：住民基本台帳事務に係る支援措置に関する事務要領の作成についての検討

2. その他の取り組み（前期実行計画から拡大された事業）

◆セクシュアル・ハラスメントをはじめとしたハラスメントの啓発

ハラスメントとは、いろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』をいい、セクシュアル・ハラスメントはそのひとつとして広く知られています。しかしながら、男女を取り巻く環境の変化により、様々なハラスメントが社会問題となっています。例えば、職場における★パワー・ハラスメントについての厚生労働省の調査では、都道府県労働局等に設置した総合労働相談コーナーに寄せられる相談は、平成14年度からの統計によると年々増加している傾向が見られます。このような理由から、後期実行計画では、セクシュアル・ハラスメントに限定をせず、その他のハラスメント（パワー・ハラスメントや家庭内において言葉や態度で人の心を傷つけるモラル・ハラスメント）等についての施策を職員及び住民に対して行います。

【該当施策】…「セクシュアル・ハラスメントをはじめとしたハラスメント防止の啓発」

※住民対象 (37 ページ参照)

「セクシュアル・ハラスメントをはじめとしたハラスメントの根絶」

※職員対象 (39 ページ参照)

◆目標指標の新規設定

前期実行計画では、平成25年までの目標値を定めていましたが、今回の見直しにより平成30年までの目標指標を設定しました。前期実行計画では目標値を定めていない事業についても設定を検討することとし、目標値を新たに設定した事業もあります。



第5章 施策の体系

